

文書番号
発簡年月日

（施設、土地等の所在する場所の管理者）
（取扱物資を保管させる場所の管理者） 殿

立入検査を行う職員

所 属

官 職

氏 名

印

立入検査実施通知書

自衛隊法（昭和29年法律第165号） 第103条第13項
第103条第14項
第103条の2第3項において準用する

の規定により立入検査を次のとおり行うので、自衛隊法
同法第103条第13項

第103条第15項
第103条の2第3項において準用する同法第103条第15項の規定に基づき、
通知する。

検査日時	
検査場所	
検査事項	
連絡先	
備考	

本件について、立入検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、自衛隊法第123条の規定により、20万円以下の罰金に処せられます。

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

(裏 面)

注意事項

- 1 「検査日時」の欄には、検査を行う年月日のほか、検査を開始する時間及び終了する時間（又は検査に要する時間）を記載する。（例えば、「年 月 日午前 時から 時間程度」）
- 2 「検査場所」の欄には、住所及び検査対象が明確になるような事項を記載する。
- 3 「検査事項」の欄には、秘密の保全に十分配慮しつつ、検査の対象となる施設、土地、家屋、物資の具体的な種類について検査事項を記載する。（例えば、「（施設）について、面積、収用できる人数その他施設の状況」、「（物資を記入）について、種類、数量、品質、消費期限等物資の状況」）
- 4 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。
- 5 「備考」の欄には、例えば、秘密の保全に十分配慮しつつ、実際に立入検査をする職員の氏名、人数等を記載する。

注：立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携行し、関係者の請求があつたときは、これを提示する。